

定期監査の結果

1 監査の期間

平成26年8月5日から平成26年8月20日

2 監査の対象

(1) 対象部課

環境部ごみ減量課及びごみ減量課環境事業所

(2) 対象期間

平成26年4月1日から平成26年6月30日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) ごみ減量課

契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、法令等で基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 契約締結伺いに、契約保証金免除に関する事項や、契約書に契約保証金に関する事項が明記されていないものがあつた。

(イ) 入札時に添付する仕様書に翌年度の入札納品までのつなぎ期間についても再度契約を行うとの記載がされていた。

(ウ) 契約締結伺いに予定価格が記載されているものや、予定価格書が添付されていないものが散見された。

(2) ごみ減量課環境事業所

契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、法令等で基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 50万円を超える契約において、予定価格が定められていないものがあつた。

(イ) 契約締結伺いにおいて、契約保証金免除の根拠条文に誤りのあるものや、契約書に契約保証金に関する事項が明記されていないものがあつた。

- (ウ) 契約締結伺いにおいて、1者随意契約の正当な理由の記載がないものや、不明確なものが散見された。
- (エ) 契約書の条項に「受託業務については、別紙仕様書および運転日誌によるものとする。」とあるが、それらの図書が添付されていなかった。
- (オ) 契約書に業務を再委託する場合は、あらかじめ書面による承認を受けることが記載されているにもかかわらず、書面での承認を受けずに再委託がされていた。
- (カ) 予定価格決定の積算根拠が、1者見積りによるものであった。